

役員等選任規程

(総則)

第1条 本会の役員、支部役員および代議員（以下「役員等」という）の選任については、定款および細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 役員等は正会員の中から選出する。

(理事の定数)

第3条 理事の定数は理事会で決定する。

(役員候補者の選考)

第4条 役員候補者の選考は次の手続きによる。

- (1) 支部担当理事を除く役員候補者の推薦を理事会構成員および代議員から受け付ける。
- (2) 理事会の下に会長、副会長、総務担当理事、会計担当理事、支部担当理事および常務理事よりなる役員候補者選考委員会を設け、被推薦者の中から定数内の役員候補者を選考し、結果を理事会に報告する。
- (3) 役員候補者選考委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。委員会の構成メンバーは、やむを得ず該委員会に出席できない場合、委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任することができる。委任状を提出した者は委員会に出席したものとみなす。
- (4) 支部担当理事候補者は(2)によらず第13条に規定する支部長として選出された者をもって候補者とし、結果を理事会に報告する。
- (5) 理事会の承認をもって役員候補者を決定する。

(会長候補者の選考)

第5条 会長候補者の選考は次の手続きによる。

- (1) 会長候補者は、第4条(2)に規定された役員候補者選考委員会において選考される。
- (2) 会長候補者は理事会において所信を表明し、会長候補者として理事会の承認を得る。
- (3) 理事会の承認後、正会員による会長候補者の信任投票を行い、信任により会長最終候補者とする。

(会長信任投票の方法)

第6条 会長信任投票は、別に定める選挙管理委員会の管理の元を実施する。

2. 毎年1月に、会長候補者の所信表明をウェブサイトに掲載し、信任投票の告示を行う。
3. 信任投票は毎年2月に正会員による電磁気的方法による投票によって行う。なお、電磁気的方法による投票ができない正会員は書面による投票も認める。
4. 有効投票数の3分の2以上の信任が得られれば、候補者は信任されたものとする。

5. 開票は選挙管理委員会が行い、その結果を理事会に報告する。
6. 有効投票数の3分の2以上の信任が得られない場合は、役員候補者選考委員会において改めて会長候補者の選考を行う。
7. 会長不在の場合は（定款第 19 条 3 項より）副会長が代行する。

（役員を選任）

第 7 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって役員候補者から選任する。

2. 会長最終候補者は、前項の規程により理事として選任され、理事会の決議によって会長として選任される。
3. 副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

（会長の任期）

第 8 条 会長の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（代議員の定数、任期）

第 9 条 代議員の定数は就任年度前年 8 月末日現在の支部所属個人会員数をもとにして、概ね正会員の 1/30 の数とする。

2. 代議員の任期は、代議員選挙により新たに選任され年の 3 月 1 日に始まり、2 年後の 2 月末日までとし、再任を妨げない。

（代議員候補者の推薦と立候補）

第 10 条 各支部の代議員会は、支部所属正会員数の概ね 1/30 の数の代議員候補者を推薦することができる。

2. 正会員は代議員選挙に立候補することができる。
3. 代議員選挙に立候補する場合は、5 名以上の正会員からなる推薦人名簿を添えて学会事務局に届け出る。
4. 正会員が複数の代議員選挙立候補者を推薦することは出来ない。

（代議員選挙の方法）

第 11 条 代議員の選挙は、別に定める選挙管理委員会の管理の下、2 年に一度、1 月に正会員の直接無記名投票によって行なう。

2. 代議員選挙の実施は別に定める代議員選挙規程内規に従う。
3. 開票は選挙管理委員会が行い、その結果を社員総会に報告する。
4. 選挙管理委員会の委員長、委員はシニア会員（S 会員）から選出する。
5. 支部推薦候補者と立候補者の合計の届出者数が定数を超えなかった場合、投票を行わず全員を無投票当選とする。
6. 当選者は有効得票数の多い順に決定する。

7. 得票数同数の候補者が当落線上で複数となった場合は、当該候補者の抽選により当選者を決定する。

(代議員の欠員の補充)

第12条 代議員選挙の実施により、翌年度の代議員が決定した日以降に生じた代議員の欠員はこれを補充しない。

(支部長の選出)

第13条 支部長は支部代議員会議において選出する。

(幹事の選任)

第14条 幹事は支部長が選任する。

(附 則)

第15条 本規程の改廃は理事会の決議による。

第16条 第9条(任期)に関する変更は、平成29年1月の代議員選挙実施において選任された代議員より、第11条(代議員選挙の方法)は、平成29年1月の代議員選挙実施後に効力を発生させるものとする。

以上

(平成23年6月11日理事会承認)

(平成23年9月19日理事会承認)

(平成26年7月5日理事会承認)

(平成27年12月12日理事会承認)

(平成28年7月9日理事会承認)

役員等選任規程の会長再任に関する内規

第1条 本内規は会長を再任し、任期を2年にする場合について定める。

第2条 現会長が再任を希望する場合は、再任を希望する明確な理由、根拠、方針を記した文書を役員候補者選考委員会宛に10月末日までに提出し、意思を表示する。

2. 役員候補者選考委員会にて審議の結果、現会長に再任を要請するのが相応しいと判断した場合は、11月初旬までに現会長の意思を確認する。

第3条 11月開催の役員候補者選考委員会において、第2条の現会長の再任希望の意思も考慮して現会長の再任あるいは推薦資料を基にした新任会長候補について審議し、投票により現会長の再任あるいは新任会長候補者を決定する。投票は、該委員会の委員が無記名投票により行い、過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

第4条 副会長を含む他の理事候補者は、従来通りの推薦資料を基にした合議方式で決定

する。第3条において、会長の再任が認められた場合は、現副会長の再任の可能性についても審議を行うものとする。

(平成27年12月12日理事会承認)

(平成28年7月9日理事会承認)

役員等選任規程の代議員選挙に関する内規

(投票の方法)

第1条 代議員の選挙は正会員による電磁気的方法による投票によっておこなう。なお、電磁気的方法による投票ができない正会員は書面による投票も認める。

(投票の形式)

第2条 投票の形式は次の通りとする。

1. 投票画面は候補者の一覧表とそれぞれの候補者を選択するための投票欄より構成する。
2. 支部推薦候補者の投票欄には、推薦候補者を一括して選択できる一括投票欄を設けることができる。
3. 投票は、候補者ごとの投票欄あるいは一括投票欄に代議員定員数の印を記入することで行う。
4. 代議員定数を超えて印が記入された場合、その票は無効とする。

附則

第1条の電磁気的方法による投票のWEB環境が、平成24年度の代議員選挙に間に合わない場合は、第2条の投票の形式に従った書面による投票を行うものとする。

以上

(平成23年6月11日理事会承認)

(平成23年9月19日理事会承認)

役員等選任規程の選挙管理委員会に関する内規

第1条 代議員選挙および会長信任投票に関する事務は、以下に定める選挙管理委員会が管理する。

第2条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員2名をもつて組織する。

第3条 委員長及び委員は、触媒学会シニア会員(S会員)の中から会長が選任し、任命する。

第4条 会長は委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免す

るものとする。

1. 触媒学会会員の資格を有しなくなった場合
2. 心身の故障のため、職務を執行することができない場合
3. 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合
4. 委員が推薦または立候補により代議員選挙あるいは会長信任投票の候補者となった場合

第5条 第4条により委員に欠員が生じた場合は、新たな委員を会長が任命する。

第6条 委員の任期は、3年とする。

第7条 委員長は、委員の中から互選する。

第8条 選挙管理委員会の議事は委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第9条 選挙管理委員会の庶務は、事務局において行う。

第10条 前各項に定めるものの外、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

(平成23年6月11日理事会承認)

(平成27年12月12日理事会承認)